

委託業務に関する仕様書

1 業務名

令和8年度企業内起業家創出支援事業

2 目的

県内企業が持続的に成長するためには、既存事業に加え、新たな収益の柱となる新事業創出が重要となる。

そこで、企業内から新規事業やイノベーションを生み出す経営人材「企業内起業家（イントレプレナー）」を育成し、新規事業計画策定までを支援することにより、県内企業の成長基盤を強化し、地域経済全体の底上げを目指す。

3 委託業務の運営体制

- ・本委託業務は、大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター（以下、「おおいたスタートアップセンター」という）の共催とする。これを踏まえ、受託者は委託業務遂行にあたり以下を順守すること。
- ・本委託業務において作成する広報物（チラシやホームページ等）や、イベント開催時の実施主体の案内において、「主催：大分県、共催：おおいたスタートアップセンター（公益財団法人大分県産業創造機構）」と明記すること。
- ・本委託業務における県との連絡調整（メール等）には、おおいたスタートアップセンターのセンター長及び担当コーディネーターも含めること。
- ・本仕様書において規定する県との定期的なミーティングや、プログラム及び関連する各種イベント等の実施にあたっては、おおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターも参加することから、日程調整に配慮すること。

4 本委託業務の位置付け

本委託業務の位置付けは別紙1を参照することとし、受託者は、別紙1の位置付けを十分理解した上で業務を遂行するものとする。

5 委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月31日

6 委託業務内容

(1) プログラムの準備

- ・本仕様書に規定する各業務の工程を記載した全体工程表を作成の上、県の承認を得るこ

と。工程表の様式は任意とする。

- ・プログラムの名称やロゴ、ホームページを県と協議の上作成すること。ホームページは、プログラムの募集に関する事項やプログラムの内容、スケジュールに加え、参加者へのメリット、講師に関する情報などを掲載し、プログラムの応募が促進されるものとする
- ・プログラム参加者募集に向けた説明資料やチラシ等広報物を、県と協議の上作成すること。

(2) 新規事業創出に係るセミナーの開催

- ・企業内起業家の育成や新規事業創出への機運を醸成することを目的とした事前講座を1回以上実施すること。
- ・リアル開催とし、開催方法はセミナー内容等を考慮したうえで、県と協議して決定すること。
- ・対象者は企業内で新規事業の立ち上げに取り組もうとしている県内に本社を置く企業の経営者層及び社員とする。内容に応じた講師を選定するとともに、後述する新規事業創出プログラムへと繋げること。なお、本事業の成否は経営者の意欲を高め、企業内起業に取り組む企業を増やすことにあるため、当該趣旨を十分に踏まえ、広報に係る手法及び内容については、その実効性を確保すること。
- ・事前講座の参加者は各回20名以上を目指すこととし、目標達成のために効果的な広報を行うとともに、おおいたスタートアップセンターといった県内支援機関と連携することで効果的な参加者募集を図ること。

(3) 伴走支援対象企業の決定

- ・プログラムに参加する企業内起業家を7者募集すること。
- ・参加者の審査基準や審査方法、審査員といった選考に関わる事項は県と協議したうえで決定すること。
- ・プログラム参加者の募集期間は最低2週間以上設けること。

(3) 新規事業創出プログラムの実施

- ・選定した7者の参加者それぞれに対し、新規事業の具体的計画を確立し、経営陣や投資家に提案できる水準までブラッシュアップに向けた必要な支援を6か月程度集中的に行うこと。
- ・新規事業創出プログラムの内容は、自社の経営リソースを用いた新規事業創出の手法等についてワークショップ・セミナーの開催や伴走支援を進めるものとし、具体的な内容や方法は提案すること。
- ・ただし、ワークショップ・セミナー、伴走支援の形態（リアル・オンライン）は問わな

い。

- ・支援にあたっては、知識等のインプットだけでなく、参加者それぞれに新規事業創出に向けた具体的な行動を促し、実行させること。
 - ・支援の進捗状況を、任意の様式で県及びおおいたスタートアップセンターに毎月共有すること。
- 参加者を県及びおおいたスタートアップセンターに共有すること。

(4) 成果発表イベントの開催

- ・参加企業の経営者及び社員や金融機関・支援機関等を対象に、プログラムを通じて磨き上げた新規事業のアイデアをアピールする成果発表会を実施すること。
- ・イベントはリアル開催とする。オンライン同時配信や録画の後日配信を行うことも可とする。
- ・イベント内容の詳細については県と協議の上決定すること。なお、成果発表イベントの登壇者と来場者等との交流促進を図るため交流会を実施すること。
- ・イベント実施後、来場者数などのイベント実績について県に報告すること。

(5) ミートアップイベントの開催

- ・参加企業の経営者及び社員や当該年度の本県スタートアップ事業採択者、県内中小企業・支援機関等を対象に、ミートアップイベントを実施すること。
- ・イベントはリアル開催とする。オンライン同時配信や録画の後日配信を行うことも可とする。
- ・イベント内容の詳細については県と協議の上決定すること。

(6) 報告書の作成

- ・委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。
- ・報告書の様式は任意とするが、本仕様書6の(1)から(5)に記載した業務内容の実施状況・結果を漏れなく記載すること。
- ・報告書には、企業内起業家創出支援における今後の課題や方策などを盛り込むこと。

7 その他

- ・受託者は、県の求めに応じて、県が実施するスタートアップ支援機関の連絡会議に出席すること。
- ・本事業の準備や運営について、委託契約締結以後、毎月1回以上、県と定期的なミーティングを実施し、事業運営の方針や内容の理解に齟齬がないようにすること。また、ミーティングのアジェンダ及び議事録は、ミーティング実施後に県に提出すること。

- ・感染症予防対応などのため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、県と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行うこと。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、減額の変更契約を行うこと。
- ・本事業における制作物（ロゴ等）の著作権は、委託業務完了後に県へ無償で譲渡するものとする。なお、本事業において作成したホームページについて、委託業務完了後のホームページの維持管理に関する取扱いは、県と協議の上決定すること。
- ・本仕様書に記載された業務を実施するにあたり支出した費用に係る証憑（見積書や請求書・領収書など）を適切に整備するとともに、事業実施年度の翌年度から 5 年間保管し、必要に応じて県に提出すること。
- ・その他仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議の上決定すること。

別紙1

令和8年度企業内起業家創出支援事業の位置付けについて

1 本事業は、県が実施する「令和8年度おおいたスタートアップ支援事業」のメニューの一つとして実施する。令和8年度に実施するおおいたスタートアップ支援事業は以下のとおり。

- (1) 大分発ニュービジネス発掘・育成事業
有望な起業家等の発掘・育成に向けたビジネスコンテスト開催
- (2) アトツギベンチャー創出支援事業
アトツギによる新規事業・家業変革に向けた講座・メンタリング等
- (3) 企業内起業家創出支援事業
企業内起業家の育成と新規事業創出に向けた講座・メンタリング等
- (4) 社会起業家創出支援事業
ビジネスの手法を活用して地域社会の課題解決に取り組む起業家の支援
- (5) 成長志向起業家等育成支援事業
厳選した有望な起業家等に対する集中支援（アクセラレーションプログラム）

2 本事業の位置付けについては、下図を参照し、受託者は委託業務遂行にあたり、常に下図に基づいた支援イメージを持つこと。

<参考図表>

